

GM課税に伴う改正会社計算規則、公布 — 法務省

去る2月28日、法務省は、法務省令5号「会社計算規則の一部を改正する省令」を公布した。ASBJが昨年3月22日に公表した実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等を受けて所要の改正を行うもの

(<https://kanpon.npb.go.jp/20250228/20250228g00040/20250228g000400017f.html>)。

国際最低課税額に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税(以下、「国際最低課税額に対する法人税等」という)の金額がある場合の損益計算書について、国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等と区分して表示することを許容する規定が加えられた。

区分して表示すべき項目として国際最低課税額に対する法人税等に関する注記を加える等の規定が加えられた。公布日から施行し、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類および連結計算書類について適用される。

会計

保険契約全般に関する会計基準の開発に関する議論、開始

ASBJ、保険契約専門委

去る2月20日、企業会計基準委員会は第40回保険契約専門委員会を開催した。

2022年8月30日にASBJ

Jが公表した中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、IFRS 17号「保険契約」を踏まえ、保険契約全般に関する会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの審議を行う旨が記載されている。

中期運営方針が本年3月までを対象としていることから今回審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

保険契約をめぐる状況

保険会社においては資産と負債を一元的に管理するALMと

いた。

これに対して、日本基準に関しては、現状、金融商品の分類および測定に関する会計基準の開発をすることが意思決定されておらず、また、減損プロジェクトにおいて金融商品の分類および測定に関する会計基準を同時並行的に見直す範囲について継続的に審議を行っている状況である。

事務局提案

事務局はこのような状況において、仮に保険負債の部分のみについて議論を行ったところ

で、あるべき姿を導き出すことは困難とし、今後、金融商品の分類および測定に関する日本基準の開発に関する審議が進んだ時点において、保険契約全般に関する日本基準の開発に向けた検討に着手するか否かの議論を行うことが適当とした。

専門委員からは、「金融商品の分類・測定の動きを待って保険に着手するのは、保険契約の議論にも相当の時間がかかることが想定されることから反対」など、速やかに保険の議論を始めるべきとの意見が多く聞かれた。

会計

金融資産の減損に関するIFRS 7号の取り入れ、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る2月27日、企業会計基準委員会は、第234回金融商品専門委員会を開催し、金融資産の減損について審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。IFRS 7号の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応

第539回親委員会(2025

年2月10日号(No.1734)情報ダイジェスト参照)で審議されたIFRS 7号「金融商品」

開示」の定めの取り入れ方において、聞かれた意見について審議された。主な審議内容は次のとおり。

(1) 金融商品のクラス

IFRS 7号での「金融商品のクラス別」という用語を「債権等の特徴が類似するグループ」とする案に対し、「予想信用損失引当金の見積りの定めで用いられる『ブルーピング』と混同されるのでは」との意見

が聞かれていた。
これを受けて事務局は次の2つの案を示した。

案1…「債権等の特徴が類似するクラス別」という用語に見直す
案2…「債権等の特徴が類似するグループごと」という用語を見直さず、結論の背景において補足する

① 債権等のポートフォリオ
② 予想信用損失に関する情報

これを受けて①を「債権等のポートフォリオの構成」に、②を「予想信用損失の金額の大きさ」と見直す案が示された。
専門委員からは「②は『金額

の大きさ』という表現に違和感」、「あくまで例示なので、②は削除していいのでは」との意見が聞かれた。

開示の定めを取り入れ(開示例)
IFRS7号の設例に関して、「予想信用損失の期首残高から期末残高への調整表」および「信用リスク・エクスポージャーの開示」の開示例を一部修正して取り入れる案が示された。
専門委員から異論は聞かれなかった。

補足文書

次の補足文書について事務局案が示された。
(1) 信用リスクの著しい増大(SICR)に関する評価

わが国における現行実務と親和的なSICRの適用イメージを示す。

(2) ローン・コミットメントに係る予想信用損失の算定

ローン・コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する規定の適用時期までに、予想信用損失を精緻に算定するためのデータを十分に整備できない状況が生じ得るため、その場合に考えられる過渡的な対応を示す。

*

専門委員からは、賛成意見が聞かれた。

経理に「効く」
法律雑字

法律と秩序

弁護士
白川 敬裕

法律の目的の一つは、社会の秩序を保つことにあります。しかし、法律を使うことが「秩序」につながるとは限りません。そもそも「秩序」とは何でしょうか。

秩序とは、社会や組織において、個々の要素が整然と配置され、調和のとれた状態を指す。秩序は、ルールや規則、法律などによって維持され、機能的で安定した社会システムを形成する。秩序が保たれることで、個人や集団が互いに協力し、共存することが可能となる。

※実用日本語表現辞典より引用
辞書には「秩序は、法律などによって維持され…」とありますが、法律を使うことが「秩序」につながるとは限りません。なぜなら、法律は抽象的に書かれているため、解釈が分かれ、かえって争いになることがあるからです。

たとえば、労働基準法20条1項本文には、次のように書かれています。

(解雇の予告)

「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならぬ。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない」

この条文だけを読むと、少なくとも30日前に予告をすれば、会社は従業員の解雇ができるように思えます。

しかし、別の法律である労働契約法16条は、次のように規定しています。

(解雇)
「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと見做し、無効とする」

このように、従業員を解雇しても、権利の濫用(不当解雇)に該当すれば、無効になるのです。「無効」というのは、「なかったことになる」ということです。

そのため、解雇が無効になれば、解雇がなかったことになり、「まだ従業員の立場を失っていない」ということになるのです。

それでは、労働契約法16条に書かれている「客観的に合理的な理由を欠き」、「社会通念上相当であると認められない場合」とは、いったい、どのような場合をいうのでしょうか。

現実には、典型的なケースばかりではなく、会社と従業員の双方に言い分があり、会社が「解雇に値する重大な問題がある」と主張し、従業員が「解雇されるほどの問題はない」と主張するケースが多々あります。法律の解釈に争いがあれば、裁判で闘って決着をつけるしかありません。

裁判で争っている間は紛争状態にあるのですから、「秩序が保たれている」とは言い難いところなのです。

先ほどの辞典に、秩序の機能として、「秩序が保たれることで、個人や集団が互いに協力し、共存することが可能となる」とありました。

法律を使うよりも、話し合いをして早期かつ円満に解決させたほうが、共存につながることもあり得ます。

ですから、「このケースは法律を使うべきか?」という点も、重要な「問い」となります。

法人税等会計基準等の見直し、新規テーマ提言へ

— FASB、企業会計基準諮問会議

去る3月3日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第53回会合を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

法人税等会計基準等の見直し

ASBJから企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（法人税等会計基準）等の適用対象となる税金を定める方法の見直しを新規テーマとする依頼を受け、審議が行われた。

法人税等会計基準では、その対象となる税金について、具体的な税金を挙げて当該税金を規定する税法を参照することで特定している。

ASBJが2024年11月21日に公表した2024年年度改善プロジェクトの公開草案において、特別法人事業税の取扱いについて個別の定めを設ける提案をしており、税制改正のたびに具体的な税金の取扱いを示す方法を見直すことについても意見募集を行っていたが、賛同するコメントが寄せられていた。

これを受け、次の方向性での法人税等会計基準等の見直しを新規テーマとして提言するとする事務局案が示された。

- ・適用対象となる税金についての原則的な定めを置く
 - ・見直し後の法人税等会計基準の適用範囲については、現行のものを変更することがないようにする
 - ・個別の税金ごとの具体的な取扱いは補足文書において示す
- 税制改正によって個別の税金の創設・廃止が行われた場合、基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更で機動的に対応する

税制改正により個別の税金の創設または廃止が行われた都度、基準等の改正を行う必要がなくなり、関係者の予見可能性の確保が期待でき、会計基準の改善が見込まれる。

委員からは賛意が聞かれ、新規テーマとして提言することが了承された。

欧州企業サステナビリティ報告指令の改正案、公表

— E.C

去る2月26日、欧州委員会（E.C）は、「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」などの

いくつかの規則を含む「オムニパス法」の改正案を公表した。CSRDについては、報告要求の規模と範囲を縮小することを目的としている。

CSRDの適用開始は2年間延期され、2027年1月1日からとなる。対象企業については、次の条件を満たす企業（外国企業のEU子会社を含む）となり、範囲の縮小により対象企業数が約80%減少するとしている。

- ・従業員数が1,000人以上（従来は250人以上）
- ・売上高が5,000万ユーロ超、または総資産が2,500万ユーロ超

保証については、限定的保証のまま、合理的保証には引き上げないことを明確化している。さらに、ECは、CSRDに基づく報告のための基準である「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）」を改正し、企

業が報告すべき情報を大幅に削減する計画で、加えて、業種

別基準の要求を撤廃することも提案されている。

なお、この提案は、欧州議会と欧州連合理事会の承認を得る必要がある、その後、EU加盟国が国内法に反映させることが求められる。

金融

米・ウクライナ会談の決裂で地政学リスクに揺れる金融市場

米トランプ大統領とウクライナのゼレンスキー大統領の会談が2月28日に行われ、事前に想定されていた資源協定を締結せずに決裂した。会談中盤から激しい口論が起り、予定されていた資源権益に関する協定への署名や共同記者会見は中止となった。会談後、トランプ大統領やバンス副大統領、ルビオ国務長官ら米側メンバーは別室で会議を行い、ほぼ全員が「これ以上交渉を続けても後退するだけだ」との考えを示し、協議打ち切りを進言した。

ゼレンスキー大統領は、ウクライナの石油・ガスを含む資源の共同開発協定の署名を目指して訪米していたが、交渉は物別れに終わり、ウクライナ側の代表団は涙を流したという。バンス副大統領は、ゼレンスキー氏が本気で戦いを止めたいのか疑問であると批判し、アメリカの支援と寛容さには限界があると警告した。安全保障支援の保証が協定に含まれなかったことも、両国間の溝を広げた要因とされる。

今回の会談決裂は、金融市場に複合的な影響を与える可能性がある。まず、ウクライナ情勢の不透明感が高まることで、地政学リスクが上昇し、投資家はリスク回避の姿勢を強めると予想される。これにより、安全資産である米国債や金、円、スイスフランへの資金シフトが進む可能性が高い。

またウクライナは、ヨーロッパへのエネルギー供給の一端を担っているため、資源協定の決裂は

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年2月20日	補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」	ASBJ	防衛特別法人税(仮称)創設に係る規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「改正税法」という)が現在国会で審議中であることを受けて、改正税法が2025年3月31日までに成立した場合を想定し、主として2025年3月末に決算日を迎える企業における防衛特別法人税の税効果会計の取扱いを明らかにするもの。 https://www.asb-j.jp/jp/supplementary_documents/y2025/2025-0220.html
2025年2月20日	移管指針「移管指針の適用」の修正について	ASBJ	2024年9月13日に改正した移管指針「移管指針の適用」を一部修正するもの。企業会計基準34号「リースに関する会計基準」の公表に伴い改正した移管指針13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」についてのQ&Aの適用時期の明確化などを行っている。 https://www.asb-j.jp/jp/news_release/406141.html
2025年2月21日	政令40号 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等	金融庁	株式報酬に係る開示規制の見直しおよび、スタートアップへの成長資金の供給の促進を図るため、関連政令・内閣府令等を改正するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250221/20250221.html
2025年2月26日	金融庁告示12号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2024年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則312条に規定する指定国際会計基準とするもの。IAS1号「財務諸表の表示」の廃止、IAS8号「財務諸表の作成基礎」の改訂などの更新が行われている。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250226/20250226.html

証 券
米大統領のハネムーン期間、後半へ

エネルギー市場にも影響を与えらるだろう。特に、天然ガスや原油の供給不安が増大し、価格のボラティリティが高まる可能性がある。米国内では、エネルギー関連企業のプロジェクトや資源調達コストが影響を受け、エネルギー株に相場の下落圧力がかかることが考えられる。さらに、米ドルや安全通貨への需要が高まることで、為替市場にも相場変動が生じるだろう。

総じて今回の決裂は、市場のリスクプレミアムを引き上げ、株式市場全体の相場下落要因となる可能性がある。

第2次トランプ政権が発足して以来、40日が過ぎた。同政権の政策で、マイナスの影響が懸念されてきた筆頭は関税引上げである。また、鉄鋼・アルミニウムなど特定の製品の輸入すべに対して関税を課すことも決定した。

これだけでも、世界経済への打撃は相当大きいはずである。ところが、世界の主要国の株価は、米国を先頭に40日間、ほぼ一進一退が続いており、底堅い動きを示している。いささか不思議に思えるが、株式市場は米国民と一緒に米大統領と就任後100日間のハネムーンを楽しむという伝統を守ろうとしているのだろうか。

また、トランプ大統領はウクライナ戦争の停戦、平和を実現

するとして、侵略国ロシアに有利、被侵略国ウクライナに譲歩を迫るようなプランを練っていることが明らかとなった。米国の外交史上、例をみないような決裂の場となったのである。

この事態に世界はショックを受けたが、株式市場はさしたる反応をみせなかった。というより、どう反応してよいかわからなかったのかもしれない。日本市場では、いわゆる防衛関連銘柄(三菱重工業株、川崎重工業株、IHI株)が反騰するという現象がみられた。

ハネムーンはこれから後半に入る。株式市場では、株価の先行きへの危機意識は次第に強まってきているはずである。それが表面化するとしたら、米景

気の後退、企業収益の減速、あるいはインフレ再加速、金利引下げ延期の長期化などファンダメンタルズの悪化が契機となるのではないかと、それが後半中に到来するかどうか、予想するのは難しい。

日本市場は引き続き米市場の動向をフォローしていくような株価展開となろう。ただ、円相場の動向に左右されるが、企業収益の小幅な増益基調は底堅いと予想されるため、米株価が逆流となっても、日本株価がダントツに下落するといった事態は避けられよう。

お詫びと訂正

本誌2025年3月10日号(No.1737)談・論にて誤りがありました。読者の皆様およびご執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

- 1頁(著者略歴)
(誤)「コーポレート・ガバナンス」本当に「そうなのか?」
2―大量データからみる真実」(同文館出版、023年3月)
- (正)「コーポレート・ガバナンス」本当に「そうなのか?」
2―大量データからみる真実」(同文館出版、2023年3月)

年3月

実」(同文館出版、2023年3月)